

広島市告示第341号

令和7年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社サンライフ	サンライフ段原東ホームヘルプサービス	広島市南区段原山崎三丁目2番28号	令和7年6月30日	訪問介護
株式会社サンライフ	サンライフ段原東デイサービス	広島市南区段原山崎三丁目2番28号	令和7年6月30日	通所介護
一般社団法人こたつ安佐北	デイサービス孫の手	広島市安佐北区可部南一丁目8番44号	令和7年6月30日	通所介護